

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動の利用に係る給付金を支給することにより、当該活動の利用者における経済的負担を軽減し、もって多様な事業者の参入促進及び能力活用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示で使用する用語の意義は、法の例による。

2 前項に定めるもののほか、この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設等 当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前子ども全てを対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等（次に掲げるものを除く。）のうち、別表に定める基準を満たすと市長が認めるもの
 - ア 特定教育・保育施設
 - イ 特定地域型保育事業者
 - ウ 特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前子どもの数が、当該施設を利用する満3以上の小学校就学前子どもの数の概ね半数を超えない施設等を除く。）
 - エ 企業主導型保育事業所（法第7条第10項第4号ハの政令で定めるものをいう。以下同じ。）
- (2) 利用料 対象施設等を利用する全ての小学校就学前子どもに対して提供する保育等に対して、対象施設等が当該小学校就学前子どもの保護者から徴収する料金（次に掲げるものを除く。）
 - ア 入園料
 - イ 施設整備費
 - ウ 延長保育又は預かり保育の提供に対する料金
 - エ 実費徴収費（食材費、通園費その他対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）
 - オ アからエに掲げるものと同様であると市長が認める費用
- (3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している満3歳以上の小学校就学前子ども（次に掲げる者を除く。）

ア 子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 企業主導型保育事業所を利用している者

(4) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により実施する指導

(基準適合審査の申請)

第3条 対象施設等として市長の決定を受けようとする施設の設置者又は事業者は、四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に定める対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第2号）により、申請を却下したときは四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に定める対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、第2条第2項第2号に定める利用料とする。

(給付基準額)

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度から起算して過去3年間の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が2万円を下回る対象施設等を利用する対象幼児については、当該平均月額利用料を給付基準額とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と前条に定める給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、市長が別に定める日までに、四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書（様式第4号）に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、市長が別に定める日までに、在籍幼児名簿（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第 10 条 市長は、前条に定める支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(様式第6号)により、支給しないことを決定したときは四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第 11 条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、四街道市から直接振り込むことにより支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第 12 条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(様式第8号)により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第 14 条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第 15 条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、又は調査することができる。

(指導・監査)

第 16 条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくとも概ね1年に1回は、対象施設等に対してこの告示に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

2 市長は、特に必要と認める場合、対象施設等に対して実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の規定に基づく対象施設等の決定に必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

別表 (第2条第2項第1号)

対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 保育に従事する者の数	保育に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2 保育に従事する者の資格	保育に従事する者の概ね3分の1は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師(准看護師を含む。)又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限り。)とする。
3 保育室等の構造設備及び面積(当該構造設備を有する場合に限る。)	(1) 保育室の面積は、概ね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。 (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ幼児が安全に使用できるものであること。 (3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。
4 非常災害に対する措置	[建物がある場合] (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 保育室を2階に設ける建物は、建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物又は同法第2条第9号の3に定める準耐火建築物、保育室を3階に設ける建物は、耐火建築物であること。

	<p>〔建物が無い場合〕</p> <p>保育等の実態に応じて必要と考えられる措置をとること。</p>
5 保育の内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な教育・保育の計画の策定し、実施していること。</p> <p>(2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食（実施している場合に限る。）	<p>(1) 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。</p> <p>(2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。</p>
7 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
9 職員・幼児の帳簿の整備	<p>職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。</p>
10 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>

年 月 日

四街道市長 様

設置者の所在地 _____
 設置者名 _____
 代表者職氏名(※) _____
※設置者が個人である場合は、記載不要です。
 連絡先 _____

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
 対象施設等基準適合審査申請書

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施
 要綱第3条の規定に基づき対象施設等の基準適合審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添え
 て申請します。

1 設置者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体
設置者名	
所在地	〒 —
連絡先	電話： — — メールアドレス：
代表者職氏名	職名： 氏名：

2 施設等に関する事項

施設等の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設(認可外保育施設) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設指導監督基準適合施設 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業所 <input type="checkbox"/> 野外保育 <input type="checkbox"/> その他の施設・事業						
名称							
所在地	〒 —						
連絡先	電話： — — メールアドレス：						
管理者職氏名	職名： 氏名：						
事業開始年月日	年 月 日						
施設等の構造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> れん瓦造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 建物を有しない						
居室等の設置状況	室名	保育室	遊戯室	調理室	便所	その他	合計
	室数 (面積等)	室 (有効面積) m ²	室 (有効面積) m ²	室	室 (便器の数) 個	室	室
屋外遊戯場	<input type="checkbox"/> 有(m ²) <input type="checkbox"/> 無(付近に代替可能な場所 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)						

3 運営に関する事項 ※満3歳以上の小学校就学前子ども全てを対象として提供している標準的な保育時間を記載すること。

(1) 開園・開校曜日 (開園・開校している曜日全てにレ点を記入)

日曜日 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日

(2) 開園・開校期間 週 / 年間

(3) 開園・開校時間 ※ 24 時間表示で記載すること。

曜 日	開 始 時 間 ~ 終 了 時 間
平 日	~
土 曜 日	~
日 曜 日	~

(4) 利用定員と現員 (年 月 日時点) ※ 備考の内容を踏まえて記載すること。

		3 歳 児 ク ラ ス	4 歳 児 ク ラ ス	5 歳 児 ク ラ ス	合 計	無 償 化 対 象 幼 児 の 割 合 (B)/(A)
定 員		人	人	人	人	
現 員	市 内 在 住	名	名	名	名	
	市 外 在 住	名	名	名	名	
現 員 計 (A)		名	名	名	名	
現 員 の うち 無 償 化 対 象 幼 児	市 内 在 住	名	名	名	名	
	市 外 在 住	名	名	名	名	
無 償 化 対 象 幼 児 計 (B)		名	名	名	名	

備考

- 1 原則として申請年度の前年度5月1日時点の員数とすること。
- 2 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を算定し記載すること。
- 3 満3歳児の定員数及び現員数は、「3歳児クラス」の欄に含めて記載すること。
- 4 無償化対象幼児については、子育てのための施設等利用給付を受給している幼児の人数を記載すること。

(5) 利用料等 ※ 利用料は、申請年度及び申請年度の前年度から起算して3年間のものを記載すること。

		利 用 料 (第 2 条 第 2 項 第 2 号 に 定 め る も の)			
		年 額	月 額	半 期	そ の 他
3 歳 児 ク ラ ス	年 度	円	円	円	円
	年 度	円	円	円	円
	年 度	円	円	円	円
	年 度	円	円	円	円
4 歳 児 ク ラ ス	年 度	円	円	円	円
	年 度	円	円	円	円
	年 度	円	円	円	円
5 歳 児 ク ラ ス	年 度	円	円	円	円
	年 度	円	円	円	円
	年 度	円	円	円	円
利 用 料 以 外 の 料 金 (申 請 年 度 の 年 額)		総 額	入 園 料	教 材 費	給 食 費
		円	円	円	円
			行 事 費	通 園 送 迎 費	()
		円	円	円	円

(添付書類)

- 1 (設置主体が法人である場合) 設置者の定款又は寄附行為並びに登記簿履歴事項全部証明書
- 2 (認可外保育施設指導監督基準に適合する場合) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類
- 3 (施設等の建物を有する場合) 施設等の平面図(消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記載したもの)
- 4 事業計画書(年間の活動計画、収支予算等を確認できるもの)
- 5 施設・事業の利用案内、パンフレット等
- 6 利用幼児の現員内訳書(幼児ごとの①在籍クラス、②氏名、③生年月日、④保護者氏名、⑤住所及び⑥無償化の有無を確認できるもの)
- 7 申請年度及び申請年度の前年度から起算して3年間の利用料等を確認できる書面等
- 8 教育・保育従事者の資格等を証する書面の写し
- 9 職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- 10 非常災害に対する措置の内容を確認できる書面
- 11 健康管理・安全確保の内容を確認できる書面

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長

印

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
対象施設等決定通知書

年 月 日付けで申請がありました四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象
とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等
として決定しましたので、四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動
事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設 置 者 名	
設 置 者 の 住 所	
代 表 者 名	
施 設 等 の 名 称	
決 定 年 月 日	
対象幼児の月額基準額	月額 円／人
備 考	

（教示）

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長

印

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設 置 者 名	
設 置 者 の 住 所	
代 表 者 名	
施 設 等 の 名 称	
却 下 年 月 日	
却 下 の 理 由	
備 考	

(教示)

年 月 日

四街道市長 様

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給申請書

1 申請者

申請者	フリガナ		申請幼児との続柄	<input type="checkbox"/> 父	<input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	氏名					
	現住所	〒 -				
	連絡先 ※1		<input type="checkbox"/> 父携帯	<input type="checkbox"/> 母携帯	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> その他（ ）
			<input type="checkbox"/> 父携帯	<input type="checkbox"/> 母携帯	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> その他（ ）

私(申請者)は、本申請にあたり、次のことに同意します。
 1 決定にあたって必要な範囲内で、申請幼児が利用する施設等が有する帳簿及び関係書類を四街道市が閲覧及び調査すること。
 2 本申請により得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定その他の附帯業務のために四街道市が利用すること。
 3 要綱に規定する内容を遵守すること。

※1 連絡先欄は、確実に連絡がとれる順に電話番号を記載してください。

2 申請幼児

申請幼児 ※2	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	現住所	〒 -		
	<input type="checkbox"/> 申請者と同一			

※2 対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに申請書を提出してください。

3 利用施設等

フリガナ		利用料	<input type="checkbox"/> 年額	円
施設・事業名		※3	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額	
所在地	〒 -			

※3 利用料の設定が選択肢のいずれにも該当しない(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(10円未満端数切捨て)し、月額として記載してください。

4 支給申請額

支給申請額			金 円 (年 月 ~ 年 月分)				
対象月	利用料の支払額(a) ※4	月額基準額(b) ※5	請求額(c) ※6	対象月	利用料の支払額(a) ※4	月額基準額(b) ※5	請求額(c) ※6
4月				10月			
5月				11月			
6月				12月			
7月				1月			
8月				2月			
9月				3月			

※4 利用料の支払額を証する書類(領収証等)を添付してください。

※5 月額基準額は、利用施設等に確認の上、記載してください。

※6 (a)と(b)のいずれか少ない額を記載してください。

5 給付金の振込先

金融機関番号		金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合				
支店番号		支店名					
口座番号		預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座				
口座名義(カナ)							

私(申請者)は、本申請にあたり、次の者に給付金の受取りを委任します。 ※7

給付金受取人氏名 申請者(委任者)氏名

※7 口座名義が申請者と異なる場合は、給付金受取人(対象施設等は不可)及び申請者(委任者)の署名が必要となります。

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長

印

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給決定兼支払通知書

年 月 日付けで申請がありました四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業における給付金の支給について、次のとおり決定しましたので、四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 (生年月日)	(年 月 日生)		
支給額	金	円	支給対象月
支払予定日	年 月 日		
備考			

(教示)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長

印

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給申請却下通知書

年 月 日付で申請がありました四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業における給付金の支給について、次の理由により申請却下となりましたので、四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

申請者（保護者）の氏名	
申請者（保護者）の住所	
申請幼児の氏名 （生年月日）	（ 年 月 日生）
却下年月日	年 月 日
却下の理由	
備考	

（教示）

四街道市 達第 号
年 月 日

様

四街道市長

印

四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
支給決定取消通知書

年 月 日付けで決定した四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業における給付金の支給について、次の理由により取り消しましたので、四街道市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

申請者（保護者）の氏名	
申請者（保護者）の住所	
申請幼児の氏名 （生年月日）	（ 年 月 日生）
取消年月日	年 月 日
取消の理由	
備考	

（教示）